

令和7年第11回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月20日(木) 13時30分～14時06分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (12名)

会長	16番	佐藤俊孝
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
会長職務代理者	15番	高原弘明
欠席委員 (4名)		
委員	3番	朴田敦志
委員	10番	福澤広基
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塙誠

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第7	報告第3号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第9	議案第2号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は 12 名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、3 番 朴田敦志委員、10 番 福澤広基委員、13 番 星川忠博委員、14 番 中塚誠委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和 7 年第 11 回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第 1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは当職より指名させていただきます。

9 番 佐々木昭英委員、11 番 金子忠博委員、12 番 佐々木光枝委員にお願いします。

日程第 2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは当職より指名いたします。

農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いします。

日程第 3、会期の決定ですが、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

それでは本日 1 日と決します。

日程第 4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

出席された委員から、補足説明ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

私から 1 点、補足説明いたします。

10 月 25 日のふるさと矢巾会の集いに出席いたしました。

出席者が 38 名ほどであり、昨年度と同じくらいの参加者数でした。

その会で農業委員会会長賞として、町内産のコメ 2 kg を 3 名の方に贈呈したところです。

今年は JA からもコメの贈呈でしたが、3 kg を 6 名へ差し上げておりました。可能であれば、来年はもう少し贈呈したいと思ったところでした。

その他、質疑がありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第 5、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

補足説明を許します。

ありません。

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

4番、佐々木博です。

確認となります、この届出の際に耕作状況は確認されているのでしょうか？

届出の際に口頭により確認し、地図情報システムの航空写真での確認も行っております。農地として管理されていない状況があれば、届出者に改善指導を行っております。

その他、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

補足説明を許します。

報告第2号について、補足説明をいたします。

これらの案件につきましては、当該農地が市街化区域に編入されたことに伴い、宅地造成されることになったため、農地中間管理事業による貸借を解約したものでございます。

なお、これに伴い一部、機構集積協力金の経営転換協力金の返還が生じますが、それについては現在、別途手続き中となっております。

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第7、報告第3号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第3号 朗読】

補足説明を許します。

報告第3号について、補足説明をいたします。

こちらの案件につきまして、現地の様子については、別添資料No.1をご覧ください。

役場の南西側約0.8kmに位置し、南側は町道丸用坊5号線に隣接しております。

当該農地は写真でも確認できますとおり、隣の山林原野と一体となっており、草が生い茂っています。30cmほどの切り株が多数あり、農地までの勾配により、耕作状況も芳しくありません。

以上のことから非農地判断をしたものです。

11月13日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果の報告をお願いします。

12番、佐々木光枝です。

当該農地は、樹木が生い茂っており、山林化しております。

農地としては再生することが非常に困難であるということから、非農地判断はやむを得ないと判断しました。

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

	「なし」の声あり
議長	では次に進みます。
	日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。
	議題について、事務局より朗読させます。
	【議案第1号 朗読】
議長	補足説明を許します。
事務局	議案第1号について、補足説明をいたします。
	こちらの案件につきましては、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書をご覧ください。
	この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。
議長	その他補足説明ありましたら、お願ひします。
議長	「なし」の声あり
議長	それでは質疑ありましたら、挙手願います。
議長	「なし」の声あり
	質疑なしと認め、討論に入ります。
	最初に反対討論をお願いします。
議長	「なし」の声あり
	反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。
熊谷洋司委員	1番、熊谷洋司です。
	番号1は、相続財産清算人による譲渡ということで、やむを得ない案件と判断します。
	番号2は、譲受人はきちんと耕作している方であり、問題ないと判断します。
阿部江利子委員	2番、阿部江利子です。
	番号1は、担当地区ですので現地を見てまいりました。きちんと管理されており、引き継いでやっていただけることはありがたいと思いました。
佐々木博委員	4番、佐々木博です。
	どちらの案件も周辺農地の農業上効率的、かつ総合的な利用の確保に支障がないということですので、問題ないと思われます。
白澤克美委員	5番、白澤克美です。
	どちらの案件も所有権移転しても、継続的に農業をやっていただけると思いますので、賛成いたします。
佐々木達也委員	6番、佐々木達也です。
	番号1は、所有農地と隣接した農地ですので、耕作は可能と思われます。
	番号2は、現在の農地もしっかりとやっておりますし、息子さんも農繁期には手伝っているようです。十分、耕作可能だと思いますので賛成します。
議長	その他、賛成討論ありましたら、お願ひいたします。
議長	「なし」の声あり
	それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)	
議長	挙手全員ですので、許可することに決します。
	次に進みます。
	日程第9、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

【議案第2号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第2号について、補足説明をいたします。

当該案件の申請位置の状況でございますが、議案の次のページをご確認願います。

役場の●●側約●●kmに位置しております、北側は町道●●●●線に隣接し、農地が広がっております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので第一種農地でございます。

こちらの案件につきましては、令和2年度から続いている株式会社●●●●の事業所移転の案件でございます。

当時より事務所の移転先を探しており、当該土地に一時転用許可により仮設で事務所を設置しておりましたが、この度、当該農地の地区に地区計画が策定されたことにより、開発許可の要件を満たし、正式な事務所移転が可能になったことから、一時転用から永久転用に切り替えるものです。

なお、一時転用終了に伴う農地への復旧については、振興局農政部と協議した結果、不要であるとのことから、農地へ復旧せずに、そのまま永久転用に切り替えるものです。

11月13日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

12番、佐々木光枝です

当該農地は農振白地であり、生産性の高い農地ではないということ、それから事務所及び資材置き場の設置にあたって、最小限の面積と判断されることがから、転用はやむを得ないと判断いたしました。

その他、補足説明等ありましたらお願いいたします。

「なし」の声あり

それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

1番、熊谷洋司です。

事業計画の図面や写真を見ますと、南側の土地に樹木が生い茂っているようです。

この場所は、どのように活用する予定でしょうか。

この場所は、10月総会において非農地判断したことを報告しております。分筆もされており、本計画からは除外した土地であります。所有者も異なることから、そちらで管理されることとなります。

その他質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

それでは質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

賛成討論がありましたら、お願いします。

7番、白澤和実です。

やむを得ない案件と判断し、賛成いたします。

8番、高橋かおるです。

令和3年から一時転用で進められてきた案件であり、今回は永久転用ということで、問題ないと思われる所以賛成します。

9番、佐々木昭英です。

農振白地であり、生産性も低い農地ですので、永久転用もやむを得ないと判断します。

11番、金子忠博です。

高原弘明委員

永久転用ということであり、双方安心すると思いますので賛成します。

15 番、高原弘明です。

この場所については、これまで懸案となっており適正な管理をしていただくために、何回か指導をした場所でありました。

今回、町の地区計画の範囲となったことから、開発行為による永久転用となつたということなので、やむを得ないと判断します。

議長

その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長

討論なしと認めます。

挙手により表決に入ります。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

議長

挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和 7 年 11 月 20 日、矢巾町役場 2-2 会議室において開催された、令和 7 年第 11 回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____